

報告第4号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成28年5月17日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- | | | |
|-----------|---|---------------|
| 1 件名及び契約名 | 平成27年第1回杉並区議会定例会において議案第21号により議決を得た「岩崎橋架替工事」 | |
| 2 金額の変更 | 議決を得た契約金額 | 金169,020,000円 |
| | 変更後の契約金額 | 金186,585,120円 |
| | 契約金額の増額 | 金17,565,120円 |
| 3 変更理由 | 工事着手後、安全対策のために交通誘導員の増員及び色彩調整のために歩道部の舗装材料を変更したほか、現場精査の結果、施工数量等の増減を行ったため。 | |
| 4 専決処分年月日 | 平成28年3月31日 | |